

施設貸し出し等における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年6月18日改定

(公財) 和歌山県スポーツ振興財团事務局

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎ、利用者が安心・安全に利用いただける施設の貸し出しを実現するため、5月29日の時点での県のガイドライン及び国の発表内容並びに国が要請して作成された「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」を参考に整理した本ガイドラインを、6月19日から国の段階的緩和の目安ステップ②に移行することを受けて改定しました。

つきましては、6月19日からこの内容を基準として、各施設の実情に応じて適宜適切に対応をお願いします。なお、具体的な施設ごとの留意事項については、県が発表した「休業要請を緩和する施設における留意すべき事項」や各競技団体等が示しているガイドラインで確認してください。

また、この内容は、自主事業としての各種教室・イベントの開催にも準用するものとします。

【感染防止のための基本事項】

1 感染リスクが高くなると考えられている①密閉空間(換気の悪い密閉空間である)、②密集場所(多くの人が密集している)、③密接場面(互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる)のいわゆる「三つの密」を回避するために次の2点に留意する。

(1) 人との接触を避け、対人距離(2m)を確保できるようにする。

※ホールや会議室等では、四方を空けた席配置を心がける

(2) 利用者数の制限を設ける。

(目安) 屋内：1000人以下、かつ収容定員の50%以内の参加人数

屋外：1000人以下、かつ人と人の距離を十分に確保できること(できるだけ2m)

※国の定めた「イベント開催制限の段階的緩和の目安」に基づき、今後順次緩和していく。

2 職員、利用者とともに、適切な感染防止対策としての咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒、室内の換気等を徹底する。

【施設管理者として留意すべき事項】

1 来館者の安全確保のため

(1) 備品の貸出物について十分な消毒を行う。(消毒が行えない場合は貸し出さない)

(2) パンフレットや資料、釣銭等を利用者に極力手渡ししない(トレイの利用)。

(3) 直接手に触れられるような展示物等は控える。

(4) 職員に対して体温をはじめとする健康管理の徹底を求めるとともに、来館者に対して必要に応じて常備している非接触型体温計の貸し出しを行う。

2 安心・安全な施設管理のために

(1) 清掃、消毒、換気(2方向を推奨)を徹底して行う。特に高頻度接触部位(テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、マイク、蛇口、手すり、エレベーターのボタン等)の消毒を丁寧に行う。

(2) 受付等においてアクリル板やビニールカーテンにより職員等と来館者との間を遮断し、飛沫感染を予防する(フェイスガードの活用も可)。

- (3) ロビーや休憩スペースで、対面での飲食や会話を避けられるような席配置とする。
- (4) 不特定多数が接触する場所（便座、ドアノブ等）は、清拭消毒を行い、トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう注意喚起の表示をする。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用を禁止する。
- (5) 清掃やゴミの廃棄作業に際しては、マスクや手袋の着用を徹底するとともに、終了後は必ず石鹼と流水で手洗いを行う。
- (6) 社会的距離（ソーシャルディスタンス）の徹底、咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指消毒の徹底などに関する啓発を掲示等で積極的に行う。

【利用者として留意していただく事項】

- (1) 参加者の体温管理や衛生管理（マスク着用や手指消毒の奨励）を実施していただく。
※37.5度以上の発熱（または平熱比1度超過）の場合は参加を自粛いただく。
体調がよくない場合（咳・咽頭痛、だるさ、息苦しさ、臭覚・味覚異常等）も自粛いただく
- (2) 利用者に対して、入退場時の制限や誘導、待合場所等における密集の回避、イベント前後の交流の場等を極力控えるよう協力していただく。
- (3) 事前に密集状況が生じないように余裕を持った休憩時間を設定し、トイレなどの混雑緩和に努めていただく。
- (4) 利用者同士が大声で会話したり声援したりしないように注意していただく。
- (5) 使用する用具については極力個人で準備し、貸し借りや共用は避けていただく。
- (6) 感染拡大防止等に寄与する目的から、参加者名簿を作成し連絡先等を把握していただく。
- (7) バスでの送迎がある場合は、密集しないように人数制限して運行いただく。
- (8) 予約時、利用時には、各施設で設けているチェックシートの内容を確認し、感染拡大予防のための対策を順守していただく。**

【施設ごとの貸し出しに際して留意すべき事項】

《多目的ホール・展示場・会議室等》

- (1) 開催する催し物（イベント）については、大声での発声、歌唱等を伴わないものに限定する。
- (2) 参加人数については、各施設の設けた制限人数内としていただくとともに、滞在時間についても長時間にならないよう配慮を求める。
- (3) 対面しない横並び着席（座席レイアウトの変更）を推奨する。

《スポーツ施設》

- (1) 感染拡大予防の観点から、県のガイドライン及びスポーツ庁による「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」並びに各競技団体の示すガイドラインを踏まえた活動とするよう確認する。**

また、各施設で設けているチェックシートの内容を確認するとともに、その内容を代表者から参加者に周知していただき、感染予防の取り組みの順守をお願いする。

- (2) 利用は事前予約に限るとともに、利用目的や人数等を確実に把握しておくようとする。
- (3) 更衣室、シャワールームは人と人との接触を避けるための工夫を行って使用を許可する。
- (4) 接触感染の恐れのある箇所や貸し出し物品等については、利用者が入れ替わるタイミング等を見計らって消毒を行う。